

# 山梨県公報

第千八百八十五号

平成二十年

九月八日

月 曜 日

## 目次

### 告示

保安林の指定の予定(二件).....	五二三
保安林の指定の解除の予定.....	五二三
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見.....	五二四

## 告示

### 山梨県告示第三百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成二十年九月八日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 保安林の所在場所

山梨市牧丘町北原字狐久保三七九〇、三七九一、三七九五、三七九六、三七九七の  
一、三七九七の二、三七九八の一、三七九八の五、三八〇〇内

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。
  - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成二十年九月八日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町下山字宮澤七六八の二、七六七三、七七七八の二、七七九二

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字宮澤七六七三・七七八の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)  
七六八の二、七七九二
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成二十年九月八日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

笛吹市御坂町大野寺字平沢山二〇五六の一(次の図に示す部分に限る。)

#### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由  
鉄道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により富士吉田市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年十月八日まで縦覧に供する。

平成二十年九月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 1 名称 富士見ショッピングセンター
  - 2 所在地 富士吉田市長吉田三千二百八十四番地一
- 二 届出の内容及び公告日
- 1 内容 変更
  - 2 公告日 平成二十年四月十七日
- 三 意見の概要
- 1 駐車場の位置及び構造等
  - 2 経路の設定等
  - 3 防災・防犯対策への協力
  - 4 廃棄物に係る事項等
  - 5 照明による影響への配慮